

各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

1. 資料3「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」

委員からの御意見

【大橋委員】

- ・ 電力小売全面自由化の進捗状況については、小売電気事業者の都道府県別参入数の変化を調べるなど、新たな分析の取り組みをされている点は評価できる。この方向性を維持しつつ、更に分析を深めてもらいたい。
- ・ ガス小売全面自由化の進捗状況についても、関東エリアにおいて複数小売事業者の存在を関東エリアで確認した点を参考として示して頂いたが、更に意欲的な分析に取り組んでいただくことをお願いしたい。

【松村委員】

- スライド13-14について
- ・ (a) この委員会でも、別の委員会でもスポットマーケットについては特定のエリアで多くの懸念が表明されている。市場分断が頻繁に起こる場合には、分断したエリアごとの状況がわかるようなデータも次回以降には示すことを検討されたい。
- ・ (b) スポット市場での取引量では流動性の高低は測れない。どれだけ市場に厚みがあるのか（需要量ないし供給量が増えたときどれだけ価格が変動するか）に関するデータも、この委員会でも次回以降には示すことを検討されたい。
- ・ (c) 資料4で示されるインバランス改革が進展するにつれて時間前市場の重要性が増してくる。この委員会でも、次回以降、スポット以外の市場動向の情報提供も検討されたい。

【川越オブザーバー】

2020年4月より発送電分離が開始されるにあたり、以下のとおり要望します。

- ・ 前回（2019年12月24日）開催の第22回電力・ガス基本政策小委員会において発言させていただきましたとおり、送配電部門の法的分離に向けた準備の中で、2019年11月28日に東京電力エリアの高圧以上の全需要家の契約情報がプログラムの不具合により、ある小売電気事業者1社に誤提供されるというトラブルが発生しました。また、その後の対応において、各小売電気事業者へ事前連絡なく当該小売電気事業者のお客さまへ謝罪文書を送付されるという業務運営に影響を与えうる事案が発生しました。
- ・ これらはお客さまとの間でトラブルになりかねない内容であり、情報漏洩先次第では競争にも影響する大きな事象であったため、情報管理や中立性の確保に万全を期して頂くとともに、ミスやトラブルが発生した際には、小売電気事業者が混乱しないよう、責任あ

る対応窓口を明確化して頂くよう要望しました。

- ・ その後、2020年1月8日には、九州電力においても、発送電分離に伴うシステム変更に起因して、託送料金計算システム等のシステムトラブルが発生し、九州電力エリアのお客様への請求遅延や誤請求といった事象が発生しました。新電力は少人数で事業運営を行っているところも多く、今回のトラブルにより業務量が増加し、事業運営に影響を与える事象と認識しています。この対応においても、九州電力からの情報発信は、ホームページ上でのプレスリリースによる情報発信もしくは九州電力の託送ホームページ上への情報開示が中心であり、個々の小売電気事業者へは、プッシュ型でのタイムリーな情報提供がいただけない状況でした。
- ・ これらの事象も踏まえ、2020年4月1日の発送電分離が行われるにあたり、今一度、一般送配電事業者の中立性確保、及びエリア毎に小売電気事業者との間で行われている様々な業務における品質の改善や標準化、迅速な情報発信や情報管理の適切性確保を要望します。具体的には、スイッチング期間の短縮、託送手続業務における書式・フォーマット等の全国統一、自然災害やトラブル発生時における各小売電気事業者へのプッシュ型の情報発信による業務品質・迅速性の向上等を要望します。また、電力・ガス取引監視等委員会におかれましては、一般送配電事業者各社への指導をお願いいたします。
- ・ 更に、今後の託送料金制度の制度設計において、例えば、小売電気事業者に対するカスタマーサティスファクション（CS）向上の指標を盛り込む等、サービス品質向上へ向けた一般送配電事業者のインセンティブの確保についてもご検討をお願いいたします。

<事務局の考え方>

- ・ 御意見を踏まえ、必要に応じ電力・ガス取引監視等委員会とも連携しながら、次回以降の本委員会における議論や、制度の運用に反映すべく、引き続き検討してまいります。

<山内委員長取りまとめ>

- ・ 各委員・オブザーバーからの御意見及び事務局の考え方を踏まえ、次回以降の本委員会における議論や、制度の運用に反映すべく事務局において必要な検討を行っていただくようお願いいたします。

2. 資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について」

委員からの御意見

【秋元委員】

- ・ 基本的には、災害時で電力使用制限等が発令されるような特殊な環境においても、小売事業者が供給力を確保する手段を用意しておくインセンティブを与えることは外部コストの内部化にあたり、原則的には適切なものと思います。また、供給力（DR等含めて）が供出されるようにするためにも、インバランス料金を高く設定することは合理的と考えられます。
- ・ 一方、災害時で電力使用制限等が発令されるような特殊な環境においては、電源がいくつか脱落しているという状況です。そうした場合、特に規模の小さな事業者にとって、供給力の確保において、競争上、大規模な事業者に対して劣後するということが起こるようにも思われます。そうした状況において、高いインバランス料金は、上記のように外部コストの内部化という原則的な合理性を超えて、小規模事業者にとって、不利な環境を作り出さないかという懸念が残っています。この点について見解をお聞かせ頂きたいと存じます。

【大石委員】

- ・ 今回の論点である災害時の制度設計については、以下のように疑問をもっている。
- ① 災害は、いつ、どこで、どの規模で起こるかわからないものであり、災害の規模によって電力のひっ迫の状況は違ってくる。それなのに、最初からインバランス料金を決めておくことには違和感を持つ。そもそも、そのような緊急時であれば、発電事業者はインバランス料金にかかわらず、できるだけ供給しようと努力すべきであるし、一方、消費者の側も、できるだけ節電する、計画停電を受け入れる、など協力して緊急時を乗り越えることが基本ではないかと考える。電気は我々にとって必要不可欠なものであるからこそ、特に災害時の電気はインバランス料金に頼るのではなく、性善説と言われるかもしれないが、発電、小売り、消費者、国が協力して乗り越えるべきものとする。災害発生のような緊急時に協力をせず、火事場で儲けることしか考えない事業者については、監視等委員会ですっきり取り締まっていただく必要があると考えます。
 - ② 仮に、インバランス料金の設定が一定の効果を持つとして、今回提案の200円に設定して実行する場合、その200円は、誰が負担することになるのだろうか。審議会においてはその説明はなかったように思う。仮に小売り事業者自身はその金額を飲み込むことができれば、小売り料金に転嫁はしないかもしれないが、新電力の場合はすべて自由料金メニューであり、届け出なしに、その全額か一部を消費者側に転嫁することもあり得ると考える。そこは小売り事業者任せられていると、事前説明において説明を受けた。資料3のp12にあるように、現在、いろいろな料金メニューが提案されているが、今回の決定を受けて災害時の電気料金に転嫁する小売事業者は、前もって消費者に周知するのは当然のことであり、そのための時間も必要になると考える。「災害時は電気料金が高くな

ります」と小売事業者から説明を受けた消費者は、そこで、値上げをしない事業者にスイッチングをすることを検討するかもしれない。と考えると、7月からの開始については、時間的にかなり無理があるのではと思う。電力自由化の前にも、1年近くの時間をかけて消費者に通知したが、それでもなかなか理解は進まなかった。都市ガスの自由化の折も事業者は2度も自由化することの通知文書を配布したが、それでも自由料金に変わったことを理解した消費者はそれほど多くない。消費者への周知が不十分なまま進めれば契約時と話が違うなど、消費者問題や苦情につながるのではと心配する。

- ③ さらに、今回のインバランス料金は、電源とのつながりの強い旧一電や、電源を持っている事業者にとっては、あまり困った状況にはならないと考えるが、電源の公平性が確保されているとは考えにくい現状でこの制度が進むと、多くの中小の小売事業者にかなり厳しい影響が出るのではないかとということも懸念する。やっと、いろいろな市場が作られ、電源の公平性に向けて動き出そうとしているところで、実際に災害が起きた場合には耐えられなくなる中小の小売事業者が退出する可能性も大きく、電力自由化のそもそもの目的であった、消費者が自由に小売事業者や電気料金メニュー選べるという状況に反することとなるのではと心配する。加えて、今回の新型コロナウイルスの影響がどのくらいあるか未知数だが、中小事業者はかなり苦しい経営状況になるとすると、200円のインバランス料金に耐えられる企業がどれほどいるのかの心配もある。
- ・ 需要家（消費者）への説明の中身については、わかりやすく丁寧に行って欲しい。インバランス料金という言葉や中身まで理解する必要はないが、災害時は、供給側だけでなく、需要側（消費者）も協力することで、緊急時を乗りきる必要があることを消費者に伝える必要がある。DRの仕組みや、節電の必要性、災害時に備えた自家発電や蓄電池の準備など、丁寧に説明することが必要と思う。ただ単に、電気が送られてくるのを待つのではなく、節電などで、電気の需給バランスの均衡にも役立つことができるということも、ぜひ伝えて欲しいと考えます。

【大山委員】

- ・ 7月1日から施行することに異議はない。7月1日までに体制が整うように準備をお願いしたい。なお、17ページ目に記載がある「厳格な監視」についてはどのように行うのかも含めて検討していただきたい。

【松村委員】

- ・ 今回の件も含め、また今後の改革も含め、インバランス料金制度の改革が進むにつれて、時間前をはじめとして各市場が機能することが更に重要になってくる。支配的事業者の売り惜しみなどによってインバランス料金が不必要に高騰しないかの監視がより重要になる。また先物市場の重要性も増すことになるが、支配的事業者の実質的なボイコットによって市場の流動性が著しく低くなっているかは、エネ庁でも関心を持ち、対処していただきたい。

【村松委員】

- ・ 災害時の市場の停止・再開基準については、事務局案に異存はなく、速やかな運用開始に向けて進めていただきたい。
- ・ 一般送配電事業者電源確保のためのコストを負担させるのは回避すべきだが、予測不能な災害時に結果として特定の小売事業者のコスト負担を強いるのは厳しい。平時にインバランスを発生させないようにする企業努力は当然求められるべきだが、災害時は別に考えるべきではないか。
- ・ 需給ひっ迫時のインバランス料金の在り方については、小売事業者だけでなく需要家に及ぼす影響も考慮していただきたい。以下の視点での議論が尽くされたとは言い難いのではないか。2020年7月の新制度スタートは次期尚早と言わざるを得ない。
- ・ 新しいインバランス料金制度に向けた事業者準備が間に合わない。供給力確保の手段を当年度に準備することも、需要家との交渉を行うことも制度開始前にはほぼ不可能。
- ・ 事業者準備がないままでも平時のビジネスはできるが、災害が起きた際には小売事業者のコスト負担が甚大となり、事業継続できず倒産、撤退や供給停止となる恐れがある。その場合、一般送配電事業者のコストの付け回しが生じかねない。また自由化により需要家の電力調達先の選択肢がせっかく増えた状況から後退し、需要家の利便性が後退することになる。
- ・ 新電力の小売事業者が災害時の電源復旧や送配電網復旧、需要家行動に関する情報を適切に受け取る仕組みがない中では、災害時に自社の供給先に対する需要予測を行うことはできない。その結果、インバランスを発生させないというのは極めて困難となる。

【横山委員】

- ・ 災害時の市場の在り方及びその間のインバランス料金制度については、これまで一定期間の検討が行われてきており、十分に時間をかけて議論してきたと考えますので、災害がいつ発生するかわからない今般、2020年7月1日から、新たな枠組みを施行することに賛成します。

【四元委員】

- ・ 災害時のインバランス料金の運用開始に関して、本年4月1日施行の改正民法との関係について言えば、定型約款が民法上明確に位置付けられたことにより、約款に基づく取引の法的安定性が増すことになり、これ自体は、事業者にとって間違いなくプラスの方向です。（すなわち、以前より法的環境は整備されたと言えます。）
- ・ 本件で、インバランス料金の見直しに伴い小売供給約款の変更を企図する事業者について、当該変更の是非は、事業者の状況と個別の約款変更の内容次第であり、一般的・抽象的に論ずることは不適當ですが、変更が合理的なものとされる余地は十分ありうるものと思われま。
- ・ 但し、当該変更が合理的であって取引相手方（需要家）に変更の効力が及ぶと法的に評価されるにせよ、緊急時対応といった特別の

事情がない限り（本件は災害時対応のためのものですが、今は平時）、需要家に対しては、変更の必要性、変更内容の相当性等を予めきちんと説明（情報提供）することが望まれます。（本件は、小売事業者ごとに対応が変わりうるので、需要家にとってその必要性が高いと思われます。）

- ・ 7月1日開始とすると、諸検討は終わって、そろそろこうした具体的準備がなされる必要があるのではないかと思います。資料4の状況が仮に現状だとすると、対応状況が若干遅いのではないかという気が致します。

【川越オブザーバー（エネット）】

- ・ 検討されている災害時の市場の在り方は、「災害時の市場停止・再開基準」と「災害時（計画停電や電力使用制限令発令時）のインバランス料金」の2つの要素に区分されます。近年、自然災害が増加する傾向の中、「災害時の市場停止・再開基準」については事務局案の7月導入に賛成します。一方で、「災害時（計画停電や電力使用制限令発令時）のインバランス料金」の導入については、以下の課題があるため、7月に導入するのではなく、引き続き慎重に検討することを要望します。

（災害時インバランス制度の課題）

- ・ 災害時を含めた電源調達環境のイコールアクセス確保が必要

今回の災害時インバランス料金制度変更により、各小売電気事業者は、災害時も従来以上に、市場原理を通じて供給力を確保の努力をしていく必要性が高まります。現在、依然として、大半の電源は、旧一般電気事業者が保有しており、また、災害時は平常時以上に、新電力の電源調達手段は限られるため、制度導入に際しては災害時を含めた電源調達環境のイコールアクセスが確保されている必要があります。「旧一般電気事業者の災害時の市場支配力の行使の防止」や「卸電力取引市場への適正かつ十分な量の玉出し」について、制度導入前にルールを整理しておく必要があると考えます。

このような観点からは、「⑦適正な取引の確保が必要との御意見について(P17)」に記載されているような「自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入する」といった従来措置では十分ではなく、例えば、災害時の供給力の大半を占めると考えられる旧一電が活用していなかった電源等を全量市場投入し、旧一電小売を含む全ての小売電気事業者が市場取引を通じてこうした電源へのイコールアクセスを実現する等の公平な競争環境整備の実現に向けた政策議論が不可欠であり、その上で改めて運用開始時期の議論を行うことが、新制度導入の検討の進め方として適切であると考えます。

上記の点を整理しないまま、災害時のインバランス料金制度を導入し、仮に大規模災害が発生した際に電気料金の値上げを強いられるのは、電源を持たない新電力が中心となることが想定されます。これは公平な競争とならず、全面自由化の目的のひとつである「需要家選択肢拡大」の趣旨にも大きく反すると考えます。

- ・ 需要家への説明及び理解促進のための十分な時間の確保が必要

災害規模や期間は災害によって異なり、計画停電を引き起こすような大規模地震等の災害は事前に予測できないため、小売電気事業者

が今回の制度変更のすべてのリスクを負うことはできないものと考えられます。

各小売電気事業者は需給ひっ迫時のリスクを回避するために、「⑥どのような代替手段を取り得るか検討が必要との御意見について (P16)」にもある各種施策 (DR への取り組み等) の検討・実施を今後、時間をかけて着実に進めていく必要がありますが、計画停電を引き起こすような大規模災害はいつ発生するか分からないため、もし仮に制度導入後の比較的早い段階で予測不可能な大規模災害が発生した場合には、供給条件 (料金) の変更等を通じて需要家へそのコストを反映せざるを得ないことに留意をいただきたいと思います。

仮に、供給条件 (料金) の変更等を行う場合、手段として「⑤ 需要家との協議 (P16)」が挙げられていますが、需要家の理解が必要であり、今回災害時における電気事業制度の一部が変更となること、改正民法との整合性、各小売電気事業者の判断で供給条件 (料金) の変更等を行う可能性があることなどについて、政府から需要家へ丁寧な事前の説明をいただきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルスが流行している中、顧客への対面訪問の調整等が平常時より難しい状況下であり、平常時以上に制度導入決定から施行までの期間の確保に対する配慮をお願いします。小売電気事業者から各需要家への十分な説明期間を確保いただくことを強く要望いたします。

※「災害時のインバランス料金」の導入は、制度設計専門会合で議論された『2022 年度以降のインバランス料金制度について (中間とりまとめ)』の一部分に相当し、その実施時期を 2020 年 7 月に前倒しするものですが、新電力や再エネ事業者からは、とりわけ、予測不可能な大規模地震等の災害による計画停電発生時等において、非常に高額なインバランス料金を課すという制度の考え方に強い疑問や懸念が示されており、こうした多くの事業者の声も受けて、上記中間とりまとめについては、意見募集 (~2/29) が実施されていたと認識しております。現時点においては、意見募集の結果を踏まえて最終決定されたものではなく、「災害時のインバランス料金」の導入に対してどういう意見が提出されたかの情報提供もない状態ですので、事務局が運用開始時期の前倒しを本小委員会の書面審議で諮ることは、政策決定のプロセスとしても適切ではないと考えます。

<事務局の考え方>

(早期に運用を開始すべきとの御意見に対して)

- ・ 近年の災害の発生状況を踏まえれば、新型コロナウイルスの影響がある中においても、いつ災害が発生するか分からないと考えられます。こうした中、本インバランス料金制度は、各事業者が需給ひっ迫時に確実な供給力の確保に取り組んでいくことで、社会全体の需給バランスの改善、さらには、計画停電等の期間の短縮や回避等にもつながっていくことも期待されることから、災害時のインバランス料金制度の整備を通じ、全事業者の努力による電力の安定供給を目指していくことを考えております。

(事業者が不利益を被ることになるとの御意見、適正な取引の監視が必要との御意見に対して)

- ・ 現在も電力・ガス取引監視等委員会において「適正な電力取引についての指針」や「卸電力市場の流動性向上の観点からの旧一般電

気事業者（小売部門）の予備力確保の在り方について」等に基づいて取引の監視を行ってまいります。この点、計画停電や電力使用制限が行われた結果として需給バランスが確保されているにもかかわらず、必要な量を上回る予備力を市場に抛出しない事業者がいる場合、電源を市場調達する必要のある事業者がこれらの電源にアクセスできないこととなります。このため、電力・ガス取引監視等委員会では、こうした状況下においても、市場監視を厳格に行うとともに、必要な検証を行うこととしています。この旨、資料上も明記しております。

- ・ なお、計画停電や電力使用制限中は、需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、社会全体では供給力が足りていると考えられます。したがって、災害時に備えて先物取引等のヘッジ手段を活用し、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバランス負担が発生する蓋然性は低いと考えられます。

（市場の停止・再開基準とインバランス料金を別に導入し、インバランス料金のみ導入時期を後ろ倒すべきとの御意見に対して）

- ・ 計画停電や電力使用制限中は、本来であれば需給がひっ迫しているものの、計画停電等の制度的対応により需要が削減され、市場価格やインバランス料金が下がり、価格メカニズムが機能しなくなることが懸念されます。これを避ける観点から、計画停電及び電力使用制限中は、200円/kWhや100円/kWhという定額のインバランス料金を用いることが制度設計専門会合において決定されたところです。市場の停止・再開基準のみを先行して運用開始すると、計画停電等の期間に価格メカニズムが機能しなくなることから、当該基準と災害時のインバランス料金は同時に導入することが必要であると考えております。

（災害時にインバランスを発生させないのは困難との御意見に対して）

- ・ 計画停電中の需要計画策定については、昨年12月の第22回本小委員会において、「通常時の需要に鑑みて不合理でない需要計画を提出していることを前提に、余剰インバランスの発生について合理的な理由があったものと認めることができる」と整理していることから、当該整理の中で発生したインバランスについては許容されることが考えられます。

（需要家に周知すべきとの御意見に対して）

- ・ 御指摘のとおり、需要家に制度をよく理解していただくことが必要であると考えています。
- ・ 一方、2018年の北海道胆振東部地震の際には、市場の停止・再開に係るルールが存在しなかったことから、長期間市場を停止せざるを得ず、インバランス料金については事後的に精算を行うこととなりました。
- ・ 近年、数十年に一度と言われる規模の災害が立て続けに起こっており、今後いつ災害が起こるか分からない中では、事前に災害時のルールを定めておく必要があることもよく御理解いただきたいと考えております。
- ・ このため、資源エネルギー庁としても、消費者向けの説明会を実施する等、需要家への周知にしっかりと取り組んでいきたいと考え

ております。

- ・ また、小売電気事業者が料金メニューを変更する場合、「電力の小売営業に関する指針」において、供給条件の説明については「需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要」とされているところ、事業者は当該指針に基づいて対応することが求められます。これに反している事業者がないかについては、電力・ガス取引監視等委員会において、厳格に監視を行っていきます。

(制度設計専門会合「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」との関係に係る御意見について)

- ・ 「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」は昨年12月に制度設計専門会合で取りまとめられた後、電力・ガス基本政策小委員会においてもその内容について報告を受けていることから、当該取りまとめに基づいて検討を行っているものです。
- ・ 本小委員会での議論も踏まえ、今後、本インバランス料金制度についても改めてパブリックコメントに付すことを考えています。

委員からの第2次御意見

【村松委員】

- ・ 委員の見解が二分しており、継続検討を求める意見が絶対的少数というわけでもないので、このまま書面開催だけで検討を終了してよいか、あらためて意見調整が必要と考える。

【川越オブザーバー(エネット)】

- ・ 災害時のインバランス料金を2020年7月に運用開始するという事務局案に対して、複数の委員・オブザーバーから、災害時のインバランス料金の導入は、小規模事業者(≒新電力)に不利な環境を作り出す懸念があり、反対意見が出ています。(秋元委員、大石委員、村松委員、当社)
特に消費者の代表委員である大石委員から具体的かつ論理的な反対意見が提出されている点については、重く受け止めて頂きたいと考えます。
審議に当たっては、これらの意見への調整をしっかりと行う必要があります。このまま書面で7月に運用開始を決定することは、プロセスとして適切ではないと考えますので、慎重にご検討をお願いします。
- ・ 計画停電や電力使用制限中に、社会全体では供給力は足りているとしても、個社単位では、市場調達依存度は異なります。災害時に

調達手段の限られる電源保有の少ない新電力にインバランス負担が偏在することは明らかであり、2020年7月の導入に対して、ヘッジ手段の例として示されている先物市場も試験上場の段階で、玉も少なくまだ機能していないため、2020年7月からの調達のヘッジ手段にはならず、他の手段も含めて災害に備えた有効なヘッジ手段は見当たらないと思います。

災害時の電源アクセスについて市場監視を厳格に行うことが示されていますが、先物市場、ベースロード市場の活性化といったヘッジ策の充実を先に行う必要があり、有効なヘッジ手段がない中では、対応策として不十分であると思われる。従って、このまま7月に運用開始を決定することは適切ではないと考えますので慎重に検討をお願いします。

<事務局の考え方>

(更なる意見調整が必要との御意見に対して)

- ・ 事務局としては、賛成の御意見、慎重な御意見の双方を頂戴しているところ、委員・オブザーバーの皆様から頂いた御意見を他の委員・オブザーバーの皆様と共有させていただいた上で、それに対する事務局の考え方をお示しすることにより、議論を尽くさせていただきたいと考えております。

(新電力にインバランス負担が偏在するとの御意見、ヘッジ手段が限られているとの御意見に対して)

- ・ 委員からの第1次意見に対する「事務局の考え方」でお示しさせていただいたとおり、計画停電や電力使用制限中は、需要が削減されることで需給バランスが改善しているため、計画停電等を行った結果としての市場を見れば、需要に対して供給力がバランスしていると考えられます。
- ・ こうした中で、計画停電等以前は需給がひっ迫し、市場価格が高騰するにもかかわらず、計画停電等が行われた結果として市場の状況が変化し、これにより市場に誤った価格シグナルが発せられることを防ぐ観点から、昨年12月に計画停電及び電力使用制限中のインバランス料金の案を提示させていただきました。この内容自体については、前回、反対の御意見はなかったと理解しています。
- ・ さらに、旧一般電気事業者の小売部門は、原則として、自社需要の0~1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入することとされているところ、電力・ガス取引監視等委員会では、計画停電や電力使用制限中にも市場監視を厳格に行うとともに、事後的にもしっかりと検証を行うことにより、実効性のある監視を行うことを考えております。
- ・ したがって、計画停電や電力使用制限により社会全体で供給力が足りている場合には、市場を介した電源の調達が可能であると考えられ、供給力確保義務を果たそうとする小売電気事業者であれば、大きなインバランス負担が発生する蓋然性は低いと考えられます。
- ・ なお、ヘッジ手段としては、御指摘の先物市場、ベースロード市場だけでなく、常時バックアップを用いた供給力の確保、DRの活用

等も考えられるところ、各社で取り得る対応を組み合わせる災害時のリスクに備えていただきたいと考えております。

委員からの第3次御意見

【大石委員】

- ・ 重要案件を書面で審議をするということについて当初から疑問に思っておりましたが、委員の皆さまのご意見を拝見し、意見がここまで分かれるものを、書面で決議するのはやはり無理があり、強行すべきではないと思いました。継続での審議をお願いいたします。
- ・ 逆に、7月開始ということ、今の時点で決議しない場合には、この先、どのような問題が起こるのかについても教えていただけますとありがたいです。
- ・ 消費者への説明が必要ということについて、ご理解いただいたことはありがたいのですが、一部の消費者に説明したからということで、それでよしということはありません。消費者から意見を聞き、ではどうすれば、消費者に理解を得られるかとの提案を受け、国がきちんと消費者に説明してあることが重要で、7月までに説明できるということでしょうか。民法の改正の部分でも15ページの電力の小売り営業に関する指針の中に、「例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字（日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント未満の文字）で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。」とあるところ、どのような方法でどのように説明をするのかについての計画があるのであればお示しいただきたいと思います。

【松村委員】

- ・ インバランス料金に関して、川越オブザーバーの「消費者の代表委員である大石委員から具体的かつ論理的な反対意見が提出されている点については」については私は同意しかねます。
- ・ 川越オブザーバーがこれを論理的な意見と考えたことは承知しましたが、私はそうは思いません。
- ・ まず、意見で述べられている理屈の大半は、7月から行われることの問題ではなく、それがいつ行われようが問題があると言っているとは見えません。
- ・ この上限が200円まで上がるインバランス料金体系が合理的であることは十分に議論した上で整理されたものです。
- ・ 本来ならもっと早く導すべきだが、システム対応の問題からやむなく導入が遅くなるものを、今回の提案は、システム対応が不要な部分に限定して合理的な制度を入れようとしているだけの議論です。この点ちゃんと理解していれば、大石委員の意見は本来のアジェンダに対する合理的で論理的な反論になっているとは私は思いません。

- ・ 事業者の費用構造が変われば、事業者が消費者に提示できる価格が変わり、その結果最終的に消費者に転嫁されることは予想されますが、逼迫時に合理的にインバランスを抑制する事業者には増収になるはずで、大石委員の議論は一面しか見ていない、電力システム全体が合理化されれば、そうでない場合に比べて全体としての電力供給の費用が下がり、消費者の利益になる側面を著しく過小評価していると思います。
- ・ この点は既に前回及び別の委員会で十分発言しているので敢えて反論しませんでした。
- ・ しかしこの意見を口実に、合理的な改革を先送りさよとする事業者の意見が出て来るに及んでは、何も言わないわけには行かず敢えて申し上げました。
- ・ また費用の構造が大きく変われば最終的に消費者価格に影響を与えられそうですが、それとて、契約期間中の契約の変更であれば消費者が同意しなければ変更できないし、まして今回の措置を理由としてインバランス料金が高くなった局面では突然電気代を上げる等という大きな料金体系の変化が、消費者の同意無しに直ちに導入されることはないことを考えると、周知期間等という議論がどこまで意味を持つのか疑問です。
- ・ この議論がまかり通れば、今回の措置よりも費用面で遙かに大きな影響を事業者に与える制度改革・規制措置、例えば原発に対する規制強化などは、それが直ちにやるべき合理的なものであっても速やかに導入出来ないことになりかねず、それは話が別だ等と言いつつ、委員の中立性にも疑問を持たれかねません。私は大石委員の意見にも賛成しかねます。
- ・ また、川越オブザーバーの「ベースロード市場の活性化といったヘッジ策の充実を先に行う必要がある」、との意見は、新電力がベースロード市場に本腰を入れて買い手として参加しており、単に電源を買いたただけでなく需給逼迫のリスクに対応するものとして活用しようとしている状況であれば説得力が仮にあるとしても、現状の買い札の状況を見て、新電力にそれを主張する資格があるのかは疑問。
- ・ ベースロード電源市場の更なる改革や監視が重要であることは当然として、一般論として特定の改革が先でなければ、別の改革を進めてはならない等と言うことを無闇に言うと、あらゆる改革が進まなくなります。
- ・ 繰り返しますが、既に合理的な制度改革として動き出すことが決まっている改革項目で、システム対応の理由で遅れたものを、システム対応不要な範囲で合理的な改革を先行実施するという当然の措置も、反対者が複数いたら止められる先例を作っても良いのか。もともと4月から実施することも可能であったのに、反対意見により3ヶ月も遅らせて、それでもまだ足りないと言った結果結果と時間が過ぎて、結局先行導入出来ず、議論した意味がなくなる等という事態を引き起こしてもよいのか。
- ・ 今回の7月からの実施に対する反対意見は、本当に歴史的な評価に堪えられる論理的な意見なのかは考えていただきたい。
- ・ 実施時期を更に3ヶ月遅らせて10月からとする、という程度の修正ではなく、反対者がいるから改革に関する意思決定を更に先送りにするとすれば、まことに遺憾です。

- ・ 今回、意見提出に特定のフォーマットを指定しながら、その一部だけを切り貼りして委員の意見として示すやり方が本当に良いのかは再検討していただきたい。
- ・ もし書面開催が今後もあるとすれば、今回のような整理した示し方とは別に、(誤字等の修正はあっても良いかもしれませんが)提出した資料をそのまま参考資料として出すことも検討していただきたい。

【村松委員】

- ・ 当制度導入後のイコールフットィングを担保するための具体策とその道筋をお示しいただきたい。事務局からのご説明にあるとおり、「旧一般電気事業者の小売部門は、原則として、自社需要の0~1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入すること」、「電力・ガス取引監視等委員会では、計画停電や電力使用制限中にも市場監視を厳格に行うとともに、事後的にもしっかりと検証を行うこと」が肝要であり、かつ電源復旧や送配電網の復旧についての情報が公平に共有されることが最低条件ではないか。これらが整わない中で一部の事業者に災害時インバランス発生を責任を付すのは、これまでの市場自由化を推進してきた流れに逆行すると思料する。

<事務局の考え方>

(書面で決議すべきでないとの御意見に対して)

- ・ 委員からの第2次意見に対する「事務局の考え方」でお示しさせていただいたとおり、事務局としては、賛成の御意見、慎重な御意見の双方について、委員・オブザーバーの皆様から頂いた御意見を他の委員・オブザーバーの皆様にも共有させていただいた上で、それに対する事務局の考え方をお示しすることにより、議論を尽くさせていただきたいと考えております。
- ・ その上で、委員長に御相談させていただきます。

(7月開始と今決議しないことによる問題は何かとの御意見に対して)

- ・ 委員からの第1次意見に対する「事務局の考え方」でお示しさせていただいたとおり、近年の災害の発生状況を踏まえれば、いつ災害が発生するか分からないと考えられます。こうした中で、今回決議しない場合には、引き続き市場の停止・再開基準が存在しない状態が継続することとなり、今後、万一災害が発生した場合、2018年の北海道胆振東部地震の際と同様、再度、長期間市場停止を余儀なくされる可能性があります。なお、このような観点から、複数の委員から、早期に実施すべきとの御意見を頂いているところで
- ・ 本インバランス料金制度は、各事業者が需給ひっ迫時に確実な供給力の確保に取り組んでいくことで、社会全体の需給バランスの改

善、さらには、計画停電等の期間の短縮や回避等につながっていくことも期待されるものであることから、災害時のインバランス料金制度の早期の整備を通じ、全事業者の努力による電力の安定供給を目指しております。

(消費者への説明方法についての御意見に対して)

- ・ 御指摘いただいた「電力の小売営業に関する指針」の記載は、小売電気事業者に課される供給条件の説明義務に関する解説となります。小売電気事業者からの申出による小売供給契約の変更に関する条件や内容については、「単に小売電気事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。」と規定されており、契約の変更に際し、需要家の理解の形成を図ることが求められております。
- ・ また、需要家の理解の形成に当たっては、「需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認する」などの手法が例示されているところ、各小売電気事業者において、適切に説明義務が履行されることが必要と考えています。このため、当該指針に反している事業者がないかについて、電力・ガス取引監視等委員会において、厳格に監視を行ってまいります。
- ・ また、みなし小売電気事業者が経過措置規制料金を変更しようとする場合は、経済産業大臣の認可が必要となり、こうした審査プロセスを通じて、適切に需要家の皆様への御理解を促していきたいと考えています。
- ・ さらに、既に自由料金メニューを選択されている需要家の皆様におかれては、事業者からの説明を受け、別のメニューや事業者を選択いただくことも可能です。
- ・ こうした点も含め、委員からの第1次意見に対する「事務局の考え方」でお示しさせていただいたように、国としてもしっかりと広報を行っていききたいと考えています。

(反対意見を理由に市場の停止・再開基準及びインバランス料金の導入を後ろ倒すべきではないとの御意見に対して)

- ・ 委員からの第1次意見に対する「事務局の考え方」でお示しさせていただいたとおり、近年の災害の発生状況を踏まえれば、いつ災害が発生するか分からないと考えられます。こうした中で、市場の停止・再開基準が存在しない状態では、今後、万一災害が発生した場合、2018年の北海道胆振東部地震の際と同様、再度、長期間市場停止を余儀なくされる可能性があります。
- ・ 御指摘いただいたとおり、計画停電中及び電力使用制限中のインバランス料金は、これが合理的であるとして、制度設計専門会合において決定されたところであり、本インバランス料金制度により、各事業者が需給ひっ迫時に確実な供給力の確保に取り組んでいくことで、社会全体の需給バランスの改善、さらには、計画停電等の期間の短縮や回避等につながっていくことも期待されるものです。
- ・ したがって、事務局といたしましては、災害時の市場の停止・再開基準及びインバランス料金については、速やかに運用を開始する

ことが必要と考えております。

(委員・オブザーバーから提出された資料をそのまま参考資料とするべきとの御意見に対して)

- ・ 御指摘のとおり、皆様から御提出いただいた資料を本小委員会の参考資料とさせていただきます。

(イコールフットィングを担保するための具体策とその道筋を示してほしいとの御意見に対して)

- ・ 「旧一般電気事業者の小売部門は、原則として、自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入すること」、「電力・ガス取引監視等委員会では、計画停電や電力使用制限中にも市場監視を厳格に行うとともに、事後的にもしっかりと検証を行うこと」が肝要との点は、御指摘のとおりです。
- ・ また、今回は、計画停電等が発生した場合のインバランス料金の導入時期が論点であるところ、計画停電等が行われる場合には、前回12月の本小委員会資料7-1のP35にお示しさせていただいたような形で、必要な情報を公表した上で行われるものと承知しています。
- ・ さらに、市場の再開基準は、事業者の実務にも配慮し、ネットワーク機能が復旧した日の翌日（16時以降にネットワーク機能が復旧した場合には翌々日）に再開することと整理させていただいており、ブラックアウトからの復旧途上であるなど、ネットワーク機能が未復旧の時点では、市場は閉場していることを想定しています。

<山内委員長取りまとめ>

- ・ 本案については、前回12月に御議論をいただき、開始時期の論点のみが残っていたものであり、前回の4月という提案に対し、今回は7月という提案がなされたものです
- ・ これに対して、事務局の提案を支持する意見があった一方、委員からはいくつかの意見があり、これに対して事務局から御回答がありました。
- ・ たしかに、事務局の考え方にもあるとおり、事業者のためにも、需要家に制度をよく御理解いただく必要があると考えられるため、資源エネルギー庁において、需要家向け説明会を実施するなど、需要家への周知を行っていただくということで、私としては、前回も申しあげたとおり、この形でよいのではないかと考えています。
- ・ つきましては、今回御提案いただいた令和2年7月1日とする方向で、事務局において必要な手続きを進めていただけますでしょうか。

3. 資料5「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計について」

委員からの御意見

【秋元委員】

- ・ 「論点提起：ネットワークの分散化に伴う需要場所定義等の見直しについて」ですが、今回は論点提起に留まっているかと思いますが、基本的に見直しの方向性については賛成します。ただ、その方向での検討となるとは思っておりますが、公平な負担を阻害しかねないので、こういった対応において生じる費用については、一般負担ではなく、原則、特定負担になるかと考えます。

【大橋委員】

- ・ 論点①—1：発送電分離後において、災害等緊急時における発送・小売の一体的な体制を整備するために行き規制の例外を明確にする必要性については賛同する。
- ・ 論点①—2：電源車等の燃料調達については、透明性の高い合理的な説明が求められるのではないかと。平時の燃料調達の契約も災害に備えるという意味で、同様の契約であっても良いと思われるが、随意契約ではなく、一般競争入札で行われるべきではないか。この点は、石油業界における寡占化が進んでいる現下において、特に留意すべき点と思われる。
- ・ 論点③：インフラ種に応じて、水道のほかにも道路などの他分野でも台帳が存在するが、その形式や保管方法は各インフラ種に応じて異なるものと思われる。電力において最適な台帳及び保管の在り方を議論すべきではないか。また性能基準（リスク量）での設備管理・更新が理想だが、社会インフラ全般において、そのような考え方は確立していない。そこで電力セクターにおいて、リスク量に関する考え方をまず整理・議論することが求められるのではないかと。
- ・ 論点提起：「一需要場所、一引き込み、一契約」の原則によらないニーズが現出する中で、そうしたニーズに対応するために、新たな制度を考える前に、現状の原則の拡大適用にて対応ができないか、を検討し、その場合のデメリットを精査することがまずは議論のステップとして必要なのではないかと。

【大山委員】

- ・ 「論点①-2：電源車等の燃料調達」について：一般送配電事業者と地域の石油組合や石油販売業者との間で契約締結が進まないような場合にはガイドラインの策定など国がある程度関与することも検討してほしい。
- ・ 「論点③：既存設備の計画的な更新について」について：設備台帳については各一般送配電事業者が既に自主的に作成しているものと思う。ただ、記載内容が統一されていないのではないかとと思われるので早い時期に統一をお願いしたい。その際に、各社の記載事項の共通部分をとるのではなく、より良いものを作成できるように考えていただきたい。特に「リスク量」の統一は（研究を進める

ことも含めて) 注意深く行ってほしい。

【松村委員】

- スライド11 論点①-2に関して
 - ・ 一般論として、競争性を確保することが、合理的な努力をしたとしても難しく、形だけ入札にしても意味のないケースでは随意契約が否定されないと理解しており、この一般的な原則に典型的に当てはまるものとしてこのケースが明示されたと理解している。更に契約相手も広義の関連会社にも当てはまらないケースが大半であると推察できるので、この整理は妥当と考える。一方競争性が十分確保出来そうなケースにまで安易に拡大されないようすべきだが、「合理的な説明が可能な範囲では」と限定されているので、複数の事業者のサプライチェーンが自然体で整備されているような需要稠密地帯に安易に拡大される懸念はないと考えるので、事務局案を支持する。
- スライド12-16 論点③に関して
 - ・ 事業者の合理的な計画策定の自主性を過度に制限しないように配慮すべき。短期的な収益の変動に応じて非効率的な繰り延べ等が起こらないように、長期的に合理的な、計画的な行動を促す目的で行う事に常に留意すべき。事務局の資料からは十分な配慮が伺えるので、事務局の整理で正しいと思うが、今後の制度設計で過度に事業者の行動の柔軟性を奪わないようにすべき。一方、事業者は過去疑わしい行動があった事に対応してこのような整理がされていることに留意して(自己反省して)、計画策定や会社横断的な統一的な管理に、今後も積極的に協力して欲しい。
- スライド17以降 一需要場所・一引き込み・一契約に関して
 - ・ そもそも一需要場所・一引き込み・一契約の原則がおかしい。本来は、必要な社会的費用(初期費用だけでなくランニング費用も含めて)が正しく需要家によって負担され、他者につけ回ししない適切な料金体系になっていれば、複数引き込み、複数契約を自由に選択しても基本的に問題無いはず。原則自由で保安その他の、料金体系では対応出来ない問題が生じるときのみ例外的に規制するのが本来の合理的な姿。料金体系を抜本的に変えるのは大変なことで、すぐには対応出来ないから、従来延長線上で、ニーズのあるところに限定的に類型を定めて例外を認めるという対策にならざるを得ないかもしれないが、本来は料金体系を抜本的に変えた上で原則自由とすべきで、当面の対応も、この本来の姿を念頭に置きながら進めるべき。

【村松委員】

(1) 災害時の連携強化について

- ・ 復旧対応のために連携は不可欠であり、事業者が躊躇なく取り組めるよう枠組みを整えてほしい。
- ・ 新電力からの支援が有効な領域もあると思うので、検討されてはいかがか。(例：顧客問合せのコールセンター支援など)

- ・ 枠組みに実効性を持たせるために、レジリエンスの仕組みづくりで以下のことを考慮していただきたい。
 - 平時の計画・訓練をグループ会社、協力会社を含め横断的に実施
 - 業界横断的に情報共有する仕組み構築（証券、金融業界には横断の共有掲示板の仕組みが構築されている）
 - タイミングによって意思決定すべき項目、内容、必要とされる情報が異なるので、意思決定を有効に機能させるためのBCP構築
- ・ これらのことを考えると、災害発生時だけでなく事前計画や訓練の実施、情報共有体制構築も含めてガイドライン等で枠組みを整備していただきたい。

(2) 電力データ、(3) 既存設備の増強・更新計画の提出

- ・ インフラ安定のためには必要なものであり、すでに一般送配電事業者で保有・整備している情報は速やかに提供できるよう、法律面で担保いただきたい。
- ・ ただし法的分離に伴い様々なシステム対応ならびにシステムカットオーバー後の安定化対応負荷が増大しているところなので、負荷とのバランスを考えて計画的に進めることが望ましい。
- ・ 高経年化対応にはコストが相当な金額になるため、優先順位をつけて計画的に行えるように取り組んでいただきたい。一時に負荷が集中することは、結果として託送料金の値上げ、需要家のコスト負担につながる。

【横山委員】

- ・ 論点①-1 関係で、一般送配電事業者が、災害等の緊急時（省令等では、災害その他非常の場合において）に発電・小売事業者と連携するとは、具体的にはどのような災害等を指すのか、また見込まれる時を指すのか、どのような場合に問題となるのか、ガイドラインで具体的に例をあげておく方がよいのではないかと思います。
- ・ 論点③において、長期的な観点から、電気工作物を計画的に更新することは毎年の工事量の平準化など様々な工事にかかわる点からも重要なことと思います。このように、これまで事業者が行っていたことを、国も適切な設備更新を管理することになる以上、一般送配電事業者がその更新費用を適切に託送料金に算入することを国が後押しするようになることをお願いしたいと思います。
- ・ 論点③関係で、スライド17に示してあります、デジタル変電所におけるアセットマネジメント高度化という技術開発は今後極めて重要なもので、設備ごとのデータだけでなく、変電所のさまざまな設備の設備状況データを、全ネットワーク内で統合化したデータベースで管理し、設備を統合的にマネジメントしていくことが今後のアセットマネジメントでは求められていくと思います。このような観点で、一層の研究開発の支援をお願いしたいと思います。これは、海外へのビジネス展開にもつながっていくと思います。

【川越オブザーバー（エネット）】

- ・ 「論点①-1 災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外について(P6)」にある今後、行為規制上の位置づけをガイドラインで明確化

する事項の案においては、「②非常災害発生前の準備行為等」として、「大規模な供給支障に至る恐れがある場合や、台風上陸前など供給に支障が生ずることが予測できる場合、落雷等による供給支障発生時等において、旧一電の発電・送配電・小売事業者間で一体的体制を構築すること」との記載があり、また「発送電分離後の旧一般電気事業者のグループ間での連携について (P8)」においては、行為規制の例外として明確化する行為の例として、「③小売・発電事業者による送配電事業者への業務支援のために業務遂行に当たって必要な情報を共有すること」との内容が示されています。

- ・ これらの行為規制の例外により、旧一電においてのみ発電・送配電・小売の間で情報共有がなされた場合、新電力は非常時における情報水準や需要家への対応等で劣後することに繋がる恐れがあります。
- ・ 非常時における供給支障が発生する恐れに関する情報や計画停電を含めた需要家の停電情報等については、一般送配電事業者から全小売電気事業者へ同じタイミングで、かつプッシュ型での情報共有を確実に実施する手段・運用方法の検討をお願いしたいと思います。

<事務局の考え方> ※ (論点①-1について記載漏れを追記)

○ 論点①-1について

- ・ 資料 P6 において、災害等緊急時の例示を追記いたしました。

○ 論点①-2について

- ・ 電源車等の燃料調達について、随意契約であっても原価算入を認めるのは、現行の料金審査上、あくまで「合理的な説明が可能な範囲」であり、本資料においてはそのことを明確化したものです。

○ 論点②について

- ・ 災害等緊急時に、一般送配電事業者が保有する情報について、必要な場合には、地方公共団体や関係行政機関等に提供するための制度整備を盛り込んだ、電気事業法等の改正法案を今通常国会に提出したところです。今後の国会での審議状況なども踏まえ、必要な措置を計画的に講じてまいります。

○ 論点③について

- ・ 今通常国会に提出した電気事業法等の改正法案において、一般送配電事業者等が保管等を義務付けられる台帳は、計画的な更新や災害時等緊急時に地方公共団体等に情報提供する観点から、早期に整備することが重要だと考えております。計画的な更新や工事量の平準化が重要との御意見や、電力業界に合わせた最適な資産管理やリスク量等の考え方の整理などの御指摘も踏まえ、今後、本小委員会に限らず、引き続き議論を行ってまいります。
- ・ また、各社の記載内容の統一化や設備以外のデータも含め統合的にマネジメントしていくべきとの御意見を踏まえ、「各社での記載粒度を揃え、各社間で比較できるように対象を揃える観点から、電気事業会計規則を基礎とする」や、「長期的な更新量・額の

的確な把握や、効率的な運転管理等に繋げるには、今後、設備台帳が、金額・運転情報等の台帳と電子的に接続・一元化されていくことが望ましい」ことを記載しました。

○ 論点提起について

- ・ 2引込等を行う際の費用負担を原則特定負担にすべきとの御意見や、原則の見直しを含めた検討を行うべきとの御意見を踏まえて、引き続き検討してまいります。

委員からの第2次御意見

【川越オブザーバー（エネット）】

- ・ 先般提出した意見の繰り返しとなりますが、「災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外」として、旧一般電気事業者の発電・送配電・小売内で必要な情報共有を行う考え方が示されており、旧一電の小売部門に提供される停電情報や停電復旧情報等については、旧一電の小売部門と新電力との間で競争上の格差が生まれまいよう、新電力も含めた停電情報の情報共有の仕組みの構築やガイドライン上での規定が必要ではないかと考えます。
- ・ また、一般送配電事業者は、自然災害やトラブル発生時における各小売電気事業者へのプッシュ型の情報発信による業務品質・迅速性、CS向上に努めるようご検討をお願いします。

<事務局の考え方>

- ・ 昨年とりまとめられた脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会の中間整理においても、「災害等により停電が発生した際には、需要家のみならず、需要家からの問い合わせ対応等を行う小売事業者が状況把握のために最新の情報を迅速かつ容易に取得できる体制をあらかじめ構築しておくことが極めて重要となる。この点、必要な費用が回収されることを前提に、一般送配電事業者からの災害時におけるプッシュ型の情報発信についても併せて検討を進めていく」こととしており、御指摘を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

<山内委員長取りまとめ>

- ・ 各委員・オブザーバーからは、事務局提案に概ね御賛同いただいたと考えられることから、事務局において、省令やガイドラインの整備など、強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計を進めていただくようお願いいたします。